

# 平成27年度 神奈川県相談支援従事者現任研修（川崎市委託分）実施要領

## 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

なお、この研修は、神奈川県から、川崎市が委託を受けて実施します。

## 2 実施機関

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

※川崎市からの委託仕様書に基づき、研修を実施します。

## 3 内容

- (1) 障害者福祉施策及び関連施策に関する最新の動向について理解する。
- (2) 地域生活支援事業に関する事業内容について理解する。
- (3) 相談支援の基本姿勢及びプロセスについて理解する。
- (4) 地域自立支援協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法について理解する。
- (5) 身体、知的、精神の障害種別を越えた障害者ケアマネジメントのあり方を学ぶ。
- (6) 地域でのネットワーク形成に向けた支援アプローチを考える。

## 4 対象者（受講資格）

川崎市内に在勤する者であって、以下の（1）から（4）のすべてを満たす者

- (1) 以下のアからエのいずれかに該当すること
  - ア 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所または児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者
  - イ 障害者総合支援法に規定する指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者
  - ウ 保健福祉センター等の行政機関において相談支援業務に従事している者
  - エ その他、市が必要と認める者
- (2) 以下のアからキのいずれかに該当すること
  - ア 平成17年度以前に「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を修了した者で、平成18年度に「相談支援従事者研修（追加研修）」または「相談支援従事者現任研修」のいずれかを修了し、かつ平成19年度から平成23年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了した者
  - イ 平成17年度以前に「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を修了した者で、平成19年度に「相談支援従事者研修（追加研修）」または「相談支援従事者現任研修」のいずれかを修了し、かつ平成20年度から平成24年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了した者
  - ウ 平成18年度に「相談支援従業者初任者研修」を修了した者で、平成19年度から平成23年度までの間に「相談支援従業者現任研修」を1回以上修了した者
  - エ 平成19年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了した者で、平成20年度から平成24年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了した者
  - オ 平成20年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了した者で、平成21年度から平成25年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了した者
  - カ 平成21年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了した者で、平成22年度から平成26年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了した者
  - キ 平成22年度から平成26年度の間「相談支援従事者初任者研修」を修了した者  
※キに該当する方のうち、平成22年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了した方は、平成23年度から平成27年度までの間に「相談支援従事者現任研修」を1回以上修了しないと、平成27年度末で相談支援専門員資格が失効します。
- (3) ケアマネジメント実践事例の概要を提出できること
- (4) 研修（3日間）の全ての日程を受講できること

## <留意点>

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります（以降、5年度ごとに1回以上、相談支援従事者現任研修の修了が必要です）。

※現任研修の受講時期のイメージ（平成22年度に初任者研修を修了した場合）



## 5 日程・会場

日 程		会 場
1日目	平成27年11月16日（月）	川崎市高齢社会福祉総合センター 川崎市多摩区長沢2-11-1
2日目	平成27年11月30日（月）	
3日目	平成27年12月 2日（水）	

## 6 研修カリキュラム 別紙のとおり

## 7 定 員 60名程度

## 8 受講者の推薦

受講希望者は、原則として所属する機関の所属長から本研修の受講について推薦を受けていただく必要があります。受講希望者の所属長は、別紙受講申込兼推薦書に必要事項をご記入の上、9月18日（金）午後5時「必着」までに、川崎市高齢社会福祉総合センターあてに郵送でお申し込みください。

なお、同一所属から複数名の受講を希望する場合は、必ず所属内での優先順位を受講申込兼推薦書の「所属内優先順位」の欄に記入してください。

また、申し込みの際には受講希望者の「相談支援従事者初任者研修」修了証書の写し、または「相談支援従事者現任研修」修了証書の写しも併せて添付してください。

## 10 受講者の決定

受講者は、申し込みをされた方の中から川崎市が選考により決定し、川崎市高齢社会福祉総合センターから各所属長あてに通知します。

平成27年9月30日（水）を過ぎても選考結果が届かない場合は、お手数ですが、川崎市高齢社会福祉総合センター〔TEL 044（976）9001〕までお問い合わせください。

## 11 修了課程

3日間の研修を修了した方には、川崎市より修了証書を交付します。  
（修了は、研修の全日程の出席と、レポート・課題等の提出物の内容で決定します。）

## 12 資料代 1,000円（交通費等その他経費については自己負担）

### 13 その他

- (1) 受講にあたって手話通訳、点訳教材等の配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄にご記載ください。別途事務局よりご連絡いたします。なお、受講申込書の所定欄「7. その他」において、人員を要する直接の支援を必要とする方等につきましては、人員体制の都合上、支援に関する対応が難しいため、できる限り支援される方等をご手配いただきますよう、お願いいたします。
- (2) 会場に駐車場はありませんので、ご了承ください。公共交通機関をご利用ください。
- (3) 研修を通して知り得た個人情報は、当該研修業務の運営以外に使用されることはありません。

### 14 受講申込書の送付先

〒214-0035 川崎市多摩区長沢2-11-1 川崎市高齢社会福祉総合センター 中村 行  
※封筒に「川崎市相談支援従事者現任研修受講申込兼推薦書在中」とご記入ください。

### 15 講座全般に関する問い合わせ先

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市高齢社会福祉総合センター 担当：中村・後藤  
電 話：044-976-9001 FAX：044-976-9000

※なお、受講対象・修了課程に関する問い合わせについては、認定機関となります、川崎市担当課（下記参照）へお問い合わせください。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援・療育係 担当：阿久津

TEL：044-200-3796 FAX：044-200-3932